

京都市西京区役所洛西支所「組立式屋台（モバイル屋台）」貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、洛西“SAIKO”プロジェクトが目指す洛西地域の活性化及び賑わいの創出を図るため、京都市西京区役所洛西支所（以下、「洛西支所」という。）が所有する組立式屋台（以下、「モバイル屋台」という。）の貸出について必要な事項を定めるものである。

（貸出対象者）

第2条 モバイル屋台の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 洛西“SAIKO”サポーター（以下、「サポーター」という。）または、サポーターが属する団体
- (2) その他、京都市西京区役所洛西担当区長（以下、「担当区長」という。）が適当と認める者

（貸出対象事業）

第3条 モバイル屋台の貸出対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、担当区長が特別に認めるときはこの限りではない。

- (1) 事業の実施目的が、洛西地域の賑わいの創出、地域の繋がり創出、地域コミュニティの活性化、観光振興など洛西地域の活性化に資すると認められること。
- (2) モバイル屋台の使用場所が西京区内であること。

2 担当区長は、モバイル屋台の貸出に際し、必要な条件を付けることがある。

（貸出申請）

第4条 モバイル屋台の貸出を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、貸出を受けようとする日の10日前までに、モバイル屋台レンタル申込フォームに必要事項（モバイル屋台の貸出希望台数、貸出希望期間、イベント関連情報、利用希望者情報等）をオンラインで入力し、申請しなければならない。

＜モバイル屋台レンタル申込フォーム＞

<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/mobilestall>

（貸出期間）

第5条 モバイル屋台の貸出期間は貸出日の翌日から起算して7日間を限度とする。

（貸出受付）

第6条 洛西支所は、モバイル屋台の貸出希望を受理したときは、利用希望者に対し、モバイル屋台貸出承認メール（以下、「貸出承認メール」という。）を送信する。

- 2 利用希望者は、モバイル屋台の貸出を受けるときには、事務局から送信された貸出承認メールを提示しなければならない。

(貸出及び返却場所)

第7条 モバイル屋台の貸出及び返却場所は、洛西支所とする。

(貸出及び返却日時)

第8条 モバイル屋台の貸出及び返却日時は、洛西支所の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 モバイル屋台の返却期限が洛西支所の閉庁日と重なるときは、期限の翌日以降で直近の開庁日に返却しなければならない。

(貸出承認の取消)

第9条 担当区長は、モバイル屋台を活用する事業が次の各号のいずれかに該当することが分かったときは、貸出承認を取消することができる。

- (1)本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2)公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3)政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4)宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5)この要綱に定める事項又は使用条件に違反したとき。
- (6)その他担当区長が適当でないと認めるとき。

2 本市は、貸出承認が取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(費用)

第10条 モバイル屋台の貸出料及び使用料は無料とする。ただし、貸出期間中のモバイル屋台の維持管理に要する費用は、モバイル屋台の貸出しを受けた者（以下、「利用者」という。）が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 利用者は、モバイル屋台を他者に転貸又は譲渡してはならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)モバイル屋台を丁重に扱うこと。
- (2)モバイル屋台を申請した目的以外に使用しないこと。
- (3)モバイル屋台を返却する際は点検・確認の上、貸出時と同じ状態で返却すること。

(報告)

第13条 利用者は、モバイル屋台を汚損、破損、紛失したときは、速やかにその旨を洛西支所へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、モバイル屋台を汚損、破損、紛失したときは、その原因に関

わらず、利用者の責任及び負担において現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 モバイル屋台の使用によって生じた事故等については、利用者の責任において処理するものとする。

（免責事項）

第 15 条 モバイル屋台の利用に起因する怪我や事故、その他トラブル、損害等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第 16 条 モバイル屋台の貸出及び返却に係る手続きは、洛西支所地域力推進室総務・防災担当において行う。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。